

会 長	事務局長	スタッフ

## 第 22 回厚岸町農業委員会総会 議事録

- 1 開催日時 令和元年11月29日（金）午前10時00分から午前11時00分
- 2 開催場所 厚岸町役場 2階 庁議室
- 3 出席委員（ 11人）
  - (1) 会 長 1 番 荒 岡 正
  - (2) 委 員 2 番 小野寺 孝 一、4 番 米 澤 仁  
5 番 伊 藤 美 晴、7 番 石 澤 由紀子  
8 番 音喜多 政 東、9 番 河 村 芳 則  
11 番 貢 則 夫、12 番 樋 浦 泰 夫  
13 番 佐 藤 仁 昭、14 番 西 野 義 幸
- 4 欠席委員（ 3 人） 3 番 徳 田 善 一、6 番 木 原 晃、  
10 番 遠 藤 浩 一
- 5 議事日程
  - 第 1 議事録署名委員の指名 11 番 貢 則夫、12 番 樋浦 泰夫
  - 第 2 報告第15号 農地パトロール(農地利用状況調査)の結果について
  - 第 3 議案第51号 農地利用最適化推進委員の委嘱について
  - 第 4 議案第52号 農用地利用集積計画の決定について
  - 第 5 議案第53号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 6 農業委員会事務局職員  
事務局長 堀部 誠、主事 佐々木 大

## 7. 会議の概要

事務局長	<p>それでは、定刻となりましたので、これより総会を始めさせていただきます。</p> <p>本日は、お忙しい中、総会に出席いただきありがとうございます。</p> <p>開催前に本日の総会出席状況を申し上げます。</p> <p>10時現在、出席委員11人、欠席委員3人、よって厚岸町農業委員会会議規則第9条に定める、在任委員14名の過半数が出席されておりますので、会議の成立要件を満たしていることをご報告し、</p> <p>只今から第22回厚岸町農業委員会総会を開催します。</p> <p>それでは、会長からご挨拶をお願いいたします。</p>
会長	(挨拶)
会長	<p>本日の議事録署名委員に11番 貢委員と12番 樋浦委員を指名いたします。</p>
会長	<p>議事日程に従い、議事を進めます。</p> <p>日程第1 報告第15号</p> <p>「農地パトロール（農地利用状況調査）の結果について」を議題といたします。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
佐々木主事	<p>議案書1ページをお開き願います。</p> <p>報告第15号「農地パトロール（農地利用状況調査）の結果について」次のとおり農地パトロール（農地利用状況調査）を実施したので、結果について報告する。</p> <p>令和元年11月29日 提出 厚岸町農業委員会会長 荒岡 正</p> <p>提案内容について、ご説明申し上げます。</p> <p>令和元年度の農地パトロールについては、農業委員会・厚岸町・釧路太田農協の関係機関が参集し、10月16日と17日の2日間で実施いたしました。</p> <p>第1地区は、10月16日の水曜日9名により、トライベツ・若松・糸魚沢・尾幌地区を巡回。</p> <p>第2地区は、10月17日の木曜日10名により、太田・大別・片無去、上尾幌地区を巡回し、特に耕作放棄地及び不適切な利用等をしている農地が</p>

	<p>ないか利用状況を調査したところ、その様な農地はありませんでした。</p> <p>調査結果としては、調査対象地域内において、特に問題がないと判断したところであります。</p> <p>以上、今年度の農地パトロール結果について報告いたします。</p> <p>簡単な説明ではございますけれども、ご承認賜りますよう、よろしく願いいたします。</p>
会長	<p>只今の報告第15号について、何かご質問はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>特に質疑がないようですので、報告第15号については原案のとおり承認させていただきます。</p> <p>それでは、次に日程第2 議案第51号「農地利用最適化推進委員の委嘱について」を議題といたします。</p> <p>事務局より説明願います。</p>
事務局長	<p>議案書 2ページをお開き願います。</p> <p>議案第51号 「農地利用最適化推進委員の委嘱について」</p> <p>このことについて、農業委員会等に関する法律第17条第1項第2号に該当する場合は、次のとおりとすることを議決する。</p> <p>令和元年11月29日提出 厚岸町農業委員会会長 荒岡 正</p> <p>記 「農地利用最適化推進委員は委嘱しないこととする。」</p> <p>提案内容について、ご説明申し上げます。</p> <p>平成28年4月1日から施行された改正農業委員会法においては、農業委員会に農地利用最適化推進委員を置くこととされました。</p> <p>しかしながら、法第17条第1項ただし書きにおいて、一定の条件に該当する農業委員会は推進委員を委嘱しないことができるとされております。</p> <p>3ページをご覧ください。関係法を抜粋したものであります。</p> <p>一定の条件とは、上段に記載している内容で 同項第2号にあります、</p> <p>「農地等として利用すべき土地の農業上の利用並びに農地等の利用の効率化及び高度化が相当程度図られていること、その他の事情を考慮して政令で定める基準に該当している市町村であります。</p> <p>具体的には、中段に記載している内容で、</p> <p>農業委員会法等に関する法律施行令第7条により</p>

	<p>同項第1号では、遊休農地率が1%以下であること、</p> <p>同項第2号では、担い手への農地集積率が70%以上であること、</p> <p>また、農林水産大臣は該当する市町村を公告しなければならないとされました。</p> <p>厚岸町においては、平成31年3月1日現在で「遊休農地率が0%」「農地集積率が80.3%」と同基準に該当し、さらには、平成27年11月2日に公告もされていることから、</p> <p>農地利用最適化推進委員は委嘱しないことができるかとされておりますが、委嘱しないことを確認するため、厚岸町農業委員会において議決を行うものであります。なお、3ページから5ページに参考資料を添付しておりますのでご参照ください。</p> <p>簡単な説明ではございますけれども、ご承認賜りますよう、よろしく願いいたします。</p>
<p>会長</p>	<p>只今の議案第51号について、何かご質問はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>特に質疑がないようですので、議案第51号については原案のとおり承認させていただきます。</p> <p>それでは、次に日程第3</p> <p>議案第52号「農用地利用集積計画の決定について」を議題に供します。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
<p>佐々木主事</p>	<p>議案書6ページをご覧ください。</p> <p>議案第52号「農用地利用集積計画の決定について」</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、厚岸町から決定を求められた農用地利用集積計画について議決を求める。</p> <p>令和元年11月29日提出 厚岸町農業委員会 荒岡 正</p> <p>提案内容をご説明申し上げます。</p> <p>6ページには、今回、上程されております「農用地利用集積計画」の権利者双方の一覧を記載しております。</p> <p>今回の案件は、売買の新規が1件、賃貸借の新規が1件、権利の移転が6件であります。</p> <p>別紙に記載されている各筆明細により権利の種類、区分、金額等をご説明申し上げます。</p>

■議案書7ページから9ページをお開き願います。整理番号1290番

利用権の設定を受ける者 \_\_\_\_\_

利用権を設定する者 \_\_\_\_\_

利用権を設定する土地 尾幌\_\_\_\_\_番 外\_\_\_\_筆

面積は、330,642.31㎡

契約の内容は、

所有権移転の時期、令和元年12月6日

対価、7,995,851円

対価の支払い方法、指定口座に振り込み

対価の支払い期限、令和元年12月末日まで

引き渡しの時期、対価の支払日 となっております。

位置図は、議案資料の1ページ、2ページにありますのでご参照願います。

■次に議案書10ページをお開き願います。整理番号1291番

利用権の設定を受ける者 \_\_\_\_\_

利用権を設定する者 \_\_\_\_\_

利用権を設定する土地 尾幌\_\_\_\_\_番 外\_\_\_\_筆

面積は、30,925㎡

契約の内容は、

令和元年12月6日 から 令和4年3月31日

賃貸料は58,755円で、10月末日迄に指定口座に振込む内容です。

位置図については、議案資料3ページにありますのでご参照願います。

■次に議案書11ページをお開き願います。整理番号1292番

利用権の設定を受ける者 \_\_\_\_\_

利用権を設定する者 \_\_\_\_\_

利用権の設定をする者以外の権限者 \_\_\_\_\_

利用権を設定する土地 尾幌\_\_\_\_\_番及び\_\_\_\_\_番

契約の内容は、

尾幌\_\_\_\_\_番が

令和元年5月10日 から 令和4年3月31日

面積が22,169㎡、賃貸料は35,470円となっております

尾幌\_\_\_\_\_番が

平成22年7月12日 から 令和2年7月11日

面積が1,231㎡、賃貸料は2,585円となっております。

いずれも、10月末日までに指定口座に振り込む内容です。

位置図については、議案資料4ページにありますのでご参照願います。

■次に議案書12ページをお開き願います。整理番号1293番

利用権の設定を受ける者 \_\_\_\_\_

利用権を設定する者 \_\_\_\_\_

利用権の設定をする者以外の権限者 \_\_\_\_\_

利用権を設定する土地 尾幌\_\_\_\_\_番 外\_\_筆

契約の内容は、

尾幌\_\_\_\_\_番 外\_\_筆が

平成27年6月10日 から 令和7年7月9日

面積が32,818㎡、賃貸料は75,483円となっております

尾幌\_\_\_\_\_番 外\_\_筆が

平成28年5月11日 から 令和8年6月10日

面積が34,195㎡、賃貸料は78,650円となっております。

いずれも、10月末日までに指定口座に振り込む内容です。

位置図については、議案資料5ページにありますのでご参照願います。

■次に議案書13ページをお開き願います。整理番号1294番

利用権の設定を受ける者 \_\_\_\_\_

利用権を設定する者 \_\_\_\_\_

利用権の設定をする者以外の権限者 \_\_\_\_\_

利用権を設定する土地 尾幌\_\_\_\_\_番及び\_\_\_\_\_番

面積は、9,921㎡

契約の内容は、

令和元年6月3日 から 令和6年3月31日

賃貸料は26,786円で、10月末日迄に指定口座に振り込む内容です。

位置図については、議案資料6ページにありますのでご参照願います。

■次に議案書14ページをお開き願います。整理番号1295番

利用権の設定を受ける者 \_\_\_\_\_

利用権を設定する者 \_\_\_\_\_

利用権の設定をする者以外の権限者 \_\_\_\_\_

利用権を設定する土地 尾幌\_\_\_\_\_番 外\_筆

面積は、42,149㎡

契約の内容は、

令和元年8月2日 から 令和2年5月31日

賃貸料は大根耕作地につき無償であります。賃貸期間満了時に本地を購入する内容であります。

位置図については、議案資料7ページにありますのでご参照願います。

■次に議案書15ページをお開き願います。整理番号1296番

利用権の設定を受ける者 \_\_\_\_\_

利用権を設定する者 \_\_\_\_\_

利用権の設定をする者以外の権限者 \_\_\_\_\_

利用権を設定する土地 尾幌2105番

面積は、12,990㎡

契約の内容は、

令和元年8月2日 から 令和6年3月31日

賃貸料は12,990円で、10月末日迄に指定口座に振り込む内容です。

位置図については、議案資料8ページにありますのでご参照願います。

■次に議案書16ページをお開き願います。整理番号1297番

	<p>         利用権の設定を受ける者 _____          利用権を設定する者 _____          利用権の設定をする者以外の権限者 _____          利用権を設定する土地 尾幌 _____ 番及び _____ 番          面積は、62,190㎡           契約の内容は、          令和元年8月2日 から 令和2年5月31日          賃貸料は大根耕作地につき無償であります。賃貸期間満了時に本地を購入する内容であります。          位置図については、議案資料9ページにありますのでご参照願います。           以上で、議案第52号1番から8番までの内容の説明を終わります。          なお、番号3番から8番の案件につきましては、1番 荒岡会長が、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく「議事参与の制限」に該当するものでございます。           以上、簡単な説明ではございますが、ご審議の上ご承認賜りますよう、よろしくお願いたします。       </p>
<p> <b>会長</b> </p>	<p>         ■それでは、はじめに議案第52号1番と2番について何かご意見、ご質問はありませんか。          (意見無し)          特に意見等はありませんので、議案第52号1番と2番については原案のとおり決定とさせていただきます。           ■次に議案第52号3番から8番についてですが、          先程、事務局より説明がありましたが、          会長の私が「農業委員会等に関する法律第31条に規定する議事参与の制限」に該当しますので、審議開始から終了まで退席いたしますが、議長につきましては、会長職務代理に委ねたいと思います。          西野職務代理、議長をお願いいたします。          よろしいですか。       </p>



議場	【異議無し】
会 長	それでは、議案第52号 番号3番から8番の審議終了後に入室・着席することとします。 暫時休憩とします。
議場	【休憩中】
議 長 ※西野職務代理	それでは再開します。 議案第52号 番号3番から8番を審議いたします。 質疑ございませんか。 (議場質疑なしの声) 質疑なしと認め、本件は原案のとおり決定させていただきます。 ここで暫時休憩とし、会長の入室・着席を求めます。
議場	【会長入室・別席着席】
議 長 ※西野職務代理	再開いたします。 荒岡会長に申し上げます。 議案第52号 番号3番から8番は、原案のとおり決定されましたので報告いたします。 ここで暫時休憩とし、議長の交代をいたします。
議場	(異議なしの声)
会 長	再開いたします。 議案第52号については、すべて原案のとおり決定させていただきます。 それでは、次に日程第4 議案第53号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題に供します。 事務局から説明をお願いします。

<p>事務局長</p>	<p>議案書 17 ページをお開き下さい。</p> <p>議案第 53 号 「農地法第 3 条の規定による許可申請について」</p> <p>次の者より、農地法第 3 条の規定による許可申請があったので、許可書を交付することについて、議決を求める。</p> <p>令和元年 11 月 29 日提出 厚岸町農業委員会会長 荒岡 正</p> <p>提案内容をご説明いたします。</p> <p>■番号 1</p> <p>貸主 荒岡 正</p> <p>借主 荒岡 宏文 の 使用貸借であります。</p> <p>18 ページをお開き願います。</p> <p>_____ 氏所有の尾幌 _____ 番 外 _____ 筆 の 農地で</p> <p>現況地目は 畑と施設用地 面積は 770,368㎡であります。</p> <p>本件は、後継者である _____ 氏へ経営移譲をするため、 _____ 氏所有農地を _____ 氏へ「使用貸借による権利の設定」をする許可申請であります。</p> <p>許可書の写しについては、議案書 18 ページから 28 ページに、</p> <p>位置図については、議案資料 10 ページから 16 ページにありますので</p> <p>ご参照いただきたいと思います。</p> <p>以上で、議案第 53 号 1 番の内容の説明を終わります。</p> <p>なお、本件については 1 番 荒岡会長が、</p> <p>農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に基づく「議事参与の制限」に該当するものでございます。</p> <p>以上、簡単な説明ではございますが、ご審議の上ご承認賜りますよう、</p> <p>よろしく願いいたします。</p>
<p>会長</p>	<p>■それでは審議に入りたいと思いますが、本件についても、</p> <p>会長の私が「農業委員会等に関する法律第 31 条に規定する議事参与の制限」に該当しますので、審議開始から終了まで退席いたしますが、議長につきましては、会長職務代理に委ねたいと思います。</p>

	西野職務代理、議長をお願いいたします。 よろしいですか。
議場	【異議無し】
会 長	それでは、議案第53号 番号2番の審議終了後に 入室・着席することとします。 暫時休憩とします。
議場	【休憩中】
議 長 ※西野職務 代理	それでは再開します。 議案第53号 番号2番を審議いたします。 質疑ございませんか。 (議場質疑なしの声) 質疑なしと認め、本件は原案のとおり決定させていただきます。 ここで暫時休憩とし、会長の入室・着席を求めます。
議場	【会長入室・別席着席】
議 長 ※西野職務 代理	再開いたします。 荒岡会長に申し上げます。 議案第53号 番号2番については、原案のとおり決定されましたので 報告いたします。 ここで暫時休憩とし、議長の交代をいたします。
議場	(異議なしの声)

<p>会 長</p>	<p>再開いたします。</p> <p>議案第53号については、すべて原案のとおり決定とさせていただきます。</p> <p>全体をとおして何かありませんか、特になければ、これで本日の議案の審議を全部終了いたしました。</p> <p>事務局からその他、連絡事項等がありますので説明願います。</p>
<p>事務局長</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資料1 農業委員等の綱紀<sup>こうき</sup>の保持と徹底について 1P～4P</li> <li>・資料2 台風19号等災害義援金の募集について 1P～6P</li> <li>・資料3 今後のスケジュールについて(別紙のとおり)</li> </ul>
<p>会長</p>	<p>全体を通して何かございませんか。</p> <p>特になければ、これで本日の議案の審議を全部終えたので、第22回厚岸町農業委員会総会を終了します。</p> <p>長時間にわたりご苦労さまでした。</p>

上記相違ないことを確認し署名押印する。

議長 厚岸町農業委員会会長 印

議事録署名委員 8番 印

議事録署名委員 9番 印